

なかゆくい

～「バリアフリー」について～

【運輸部企画室】



バリアフリー新法におけるユニバーサルデザインの考え方に基づき、出来るだけ多くの人にとって利用しやすい環境や施設を整備し、継続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)を図り、バリアフリー社会を実現するため、沖縄総合事務局運輸部で実施しているバリアフリー施策のうち、今回は「バリアフリー教室の開催」「バリアフリー基本構想の作成促進」について御紹介します。

バリアフリー教室の開催

高齢者、視覚障がい者、身体障がい者の疑似体験や介助体験等を通じてバリアフリーについての理解を深めてもらうとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者、視覚障がい者等に対し「お手伝いしましょう」とごく自然に声をかけてサポートできる「心のバリアフリー」を目指し、平成13年度以降、バリアフリー教室を開催しています。

●ゆいレールの車椅子での乗降車体験 (H18.10.27 那覇市立重屋小学校5年生対象)



●首里城公園での高齢者疑似体験 (H22.3.17 那覇市街角ガイド対象)



●リフト付きバスの乗降体験及び 絵本「ばなな」の読み聞かせ (H22.12.3 石垣市立宮良小学校4,5,6年生対象)



バリアフリー基本構想作成の促進

バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律)第25条において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、基本構想を作成することができるとされています。

基本構想制度は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。さらには、今後迎える少子高齢・人口減少社会におけるまちのあり方を具体的に示すことにもつながります。

バリアフリーってなんだろう？

バリアフリーの「バリア」とは、英語で障壁(かべ)という意味です。つまり、バリアフリーとは、人々が移動するときに障壁になっているバリアをなくす(バリアフリーにする)ことです。

「バリアフリー社会」を実現するためには、障害のある人を取りまく4つの「バリア」を取り除くことが必要といわれています。

●物理的なバリア

出入口や通路に段差があったり、幅がせまかったりすると、車いすの人などは利用できません。

●制度的なバリア

障害があることで資格がとれなかったり、入学や就職の試験が受けられなかったりすると、自分の思うように活動ができません。

●文化・情報面のバリア

目の不自由な人には点字や音声案内、耳の不自由な人には手話通訳や文字情報などがなく、必要な情報が伝わりません。

●意識上のバリア

障害があることを偏見の目で見たり、「かわいそうだから」と特別あつかいしたりすると、平等な交流ができません。

基本構想を作成するとまちはこうなります

- 各種事業の実施義務による、駅、道路、公園、建築物(民間所有も含む)、信号機などの一体的なバリアフリー整備
- 住民による提案制度や法定協議会による、住民の意見が反映されたバリアフリー整備

住民本位の
住みやすい
まちづくり

実際に基本構想を作成した市町村からの声を紹介します。

駅周辺の一体的整備

神奈川県
横浜市

当市基本構想では、以下のように戸塚駅を中心とする徒歩圏について重点整備地区を設定し、駅とその周辺の道路、建築物などの重点的かつ一体的なバリアフリー化を目指しています。具体的には駅舎と接続するペDESTリアンデッキや交通広場にエレベーターやスロープ等を設置して段差解消を図るとともに、視覚障害者誘導用ブロックの設置、上屋の設置、わかりやすい案内板の設置などを進めているところです。

